

万全ですか 水道管の冬じたく

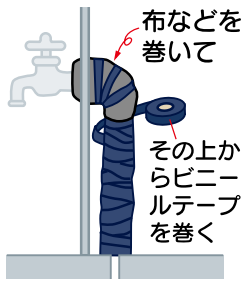
凍結しやすい水道管

- ◎北側にあり、日のあたらない所や、風あたりの強い場所にあるもの
- ◎水道管が露出しているもの
- ◎屋外にあり、特に2階などへ配管しているもの

防寒の方法

水道管や蛇口に布や市販の保温材などを巻いて保温し、その上からビニールテープなどを巻き付けて保温材が濡れないようにします。

また、メーターボックスの中には、新聞紙や毛布などを入れ保温してください。



凍って水が出ないときは

自然にとけるのを待つか、タオルなどの布をかぶせ、その上からぬるま湯をかけて

ゆっくりとけるのを待ちます。

なお、熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので、ご注意ください。

破裂したときは

メーターボックス内のメーターバルブを閉めて水を止めてください。バルブが付いていない場合は、破裂した部分に布かテープなどをしっかりと巻いて応急処置をしてください。

その後、ご自宅の水道工事をした指定給水装置工事業者に直接修理を依頼してください。



水道企業団では修理はおこなっていません。施工業者が不明な場合は、業務課・業務係までお問い合わせください。

●お問い合わせ
業務課 業務係
048-591-4795

(業務課)

貯水槽を設置して水道をご使用されている皆様へ

貯水槽(受水槽や高置水槽)は主にアパートやマンション等の中高層の建築物、工場や学校及び病院などのように一度に多量の水を必要とし、貯水機能が必要とするところに設置されています。また、場合によっては一般住宅等においても設置されています。このような建物に付属されて設けられている貯水槽を含む水道設備を「貯水槽水道」といいます。その管理は所有者または設置者の義務となっています。

◆貯水槽水道の管理区分

- 貯水槽水道は受水槽の容量(有効容量)によって次の2つに分けられます。
- ①簡易専用水道(容量が10m³を超えるもの)
 - ②小規模貯水槽水道(容量が10m³以下のもの)

◆水道法の定める管理基準

- ①水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的におこなうこと。
- ②有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために定期的に点検をおこなうこと。
- ③給水栓(蛇口等)における水の色、にごり、におい、味その他の状態により水の異常を認めるときは、水質検査をおこなうこと。
- ④供給する水が、人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者に周知させる措置を講ずること。

◆水槽の点検項目

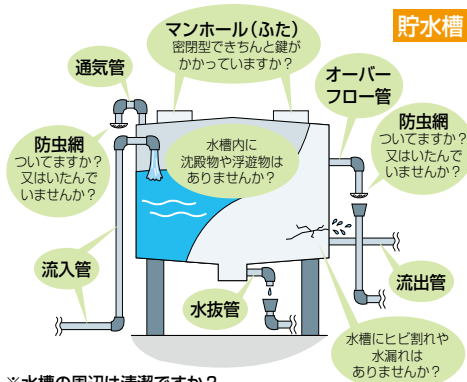
点検については、左の図を参考にして定期的におこなうようお願いいたします。

また、詳しくは水道企業団のホームページ及び埼玉県保健医療部生活衛生課のホームページ掲載の「簡易専用水道のしおり」もご参照ください。簡易専用水道検査機関もこちらで確認できます。

※貯水槽設置届を提出していただいている設置者の方には、郵送でお手紙を送付しますので、ご確認ください。

◆問い合わせ

給水課 給水係
048-591-2775(代)



※水槽の周辺は清潔ですか?